

答 申 情 第 1 6 6 号
令 和 5 年 7 月 2 8 日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 北 村 和 生
(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第18条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和4年12月28日付け産地第43号をもって諮問のありました下記のことについて、
別紙のとおり答申します。

記

令和4年夏発行の京煙だよりの不存在による非公開決定事案（諮問情第269号）

1 審査会の結論

処分庁が行った不存在による非公開決定は、妥当である。

2 審査請求の経過

- (1) 審査請求人は、令和4年8月19日に、京都市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、「地域企業イノベーション推進室が保有する令和4年夏発行の京煙だより（第148号）」の公開を請求した（以下「本件請求」という。）。
- (2) 処分庁は、本件請求に係る公文書を保有していないため、不存在による非公開決定処分（以下「本件処分」という。）をし、令和4年9月1日付けで、その旨及び理由を次のとおり審査請求人に通知した。

請求に係る公文書は、京都市公文書管理規則に基づき1年未満保存文書とし、既に廃棄したため。

- (3) 審査請求人は、令和4年12月2日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

3 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 処分庁の主張

弁明書及び審査会における職員の説明によると、処分庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

- (1) 本件請求に係る文書について
本件請求に係る文書は、京都たばこ商業協同組合（以下「組合」という。）が発行する組合機関誌（以下「対象文書」という。）の令和4年夏期発行分である。
- (2) 本件請求に係る文書が存在しないことについて
ア 対象文書は、京都市公文書管理規則第9条別表のうち、7「決定行為を伴わない軽易な文書で1年間保存する必要がない」に該当し、その保存年限を1年未満保存としている。

イ また、京都市公文書取扱規程第50条第2項において「文書管理責任者は、前項の規定にかかわらず、保存期間が1年未満の公文書について、当該公文書が完結した後保存の必要がないと認めるときは、随時廃棄することができる。」とされており、対象文書は廃棄するための意思決定を要しないものであり、取得し、担当内で供覧後、廃棄している。

ウ 本件請求を受け、対象文書を探索したが見当たらなかったことから、供覧後に廃棄したものと認められ、不存在による非公開決定としたものである。

エ なお、審査請求人は、過去に処分庁の職員から聞き取った内容をもとに、対象文書の最新1号は処分庁において保有していると主張するが、業務上、対象文書の最新1号を保有しておく必要性はないため、請求日時点においてそのような運用を行っていない。

5 審査請求人の主張

審査請求書及び反論書によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

- (1) 請求に係る文書を保有しているため、公開を求める。
- (2) 審査請求人が2021年4月22日に職員から聞きとったところによると、京煙だよりを少なくとも最新1号は保有しているとのことであった。また、新たに発行されたものが送付された際に、古いものを破棄すると言っていたように記憶している。審査請求人が公開を求める京煙だよりは令和4年夏発行の第148号であり、それよりも新しいものは未だ発行されていないと承知している。
- (3) 組合から取得した「組合機関紙寄稿のご依頼の件」には、市長の顔写真について、「前回***号のお写真でよければそれを掲載させていただきます。」や「前回お預りしたお写真を掲載させていただきます。」と記載されており、寄稿依頼を受けた際に、最新1号に実際に掲載された写真を確認する必要がある、といった趣旨の説明を京都市職員から聞き取ったようにも記憶している。
- (4) 以上のとおり、処分庁の弁明は不合理かつ不自然である。

6 審査会の判断

当審査会は、処分庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

- (1) 本件請求に係る文書について
審査請求人の求める文書は、地域企業イノベーション推進室が保有する令和4年夏発行の京煙だよりである。
- (2) 本件処分について
ア 処分庁は、対象文書については、京都市公文書管理規則第9条別表に基づき保存年限を1年未満とし、また京都市公文書取扱規程第50条第2項に基づき担当内で供覧後、廃棄しているため、本件請求時点において保有していないと主張する。

イ 一方、審査請求人は、京都市職員から京煙だよりを少なくとも最新1号は保有している、新たに発行されたものが送付された際に古いものを破棄するとの説明を受けたこと、及び最新号が令和4年夏発行分であることを理由に処分庁の主張は不合理であると主張する。

ウ 処分庁においては、公文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の公文書の管理に

関し必要な事項を京都市公文書管理規則で定めており、同規則第9条別表において公文書の区分に応じた保存期間の基準が定められている。さらに、京都市公文書取扱規程第50条第2項は、保存期間が1年未満の公文書について、保存の必要がないと認められる場合には随時廃棄することを認めている。

当審査会としては、処分庁がこれらの規定に基づき、対象文書の保存年限を1年未満と定め管理している結果、同文書は担当内で供覧後、廃棄したものと認められ、本件請求時点において存在していないとの主張に、特段不合理な点はないと判断する。

その他、審査請求人の主張を踏まえても、他に公文書が存在すると確信するに足る事実は特に見いだせなかった。

(3) 結論

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

令和4年12月28日 諮問

令和5年 1月25日 諮問庁からの弁明書の提出

2月 3日 審査請求人からの反論書の提出

6月30日 審議（令和5年度第3回会議）

7月28日 審議（令和5年度第4回会議）

※ 審査請求人から意見陳述の希望がなかったため、意見の聴取は行わなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第2部会（部会長 毛利 透）